

概要版

第2期

松田町子ども・子育て支援

事業計画

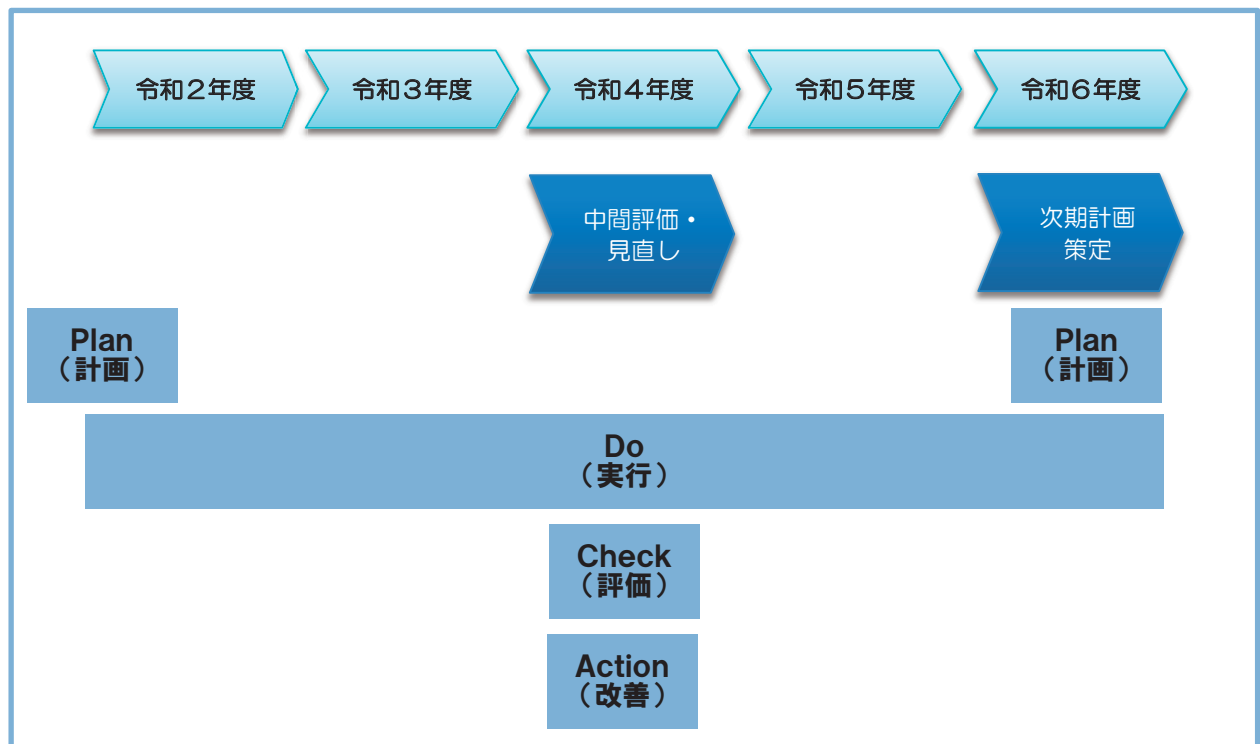
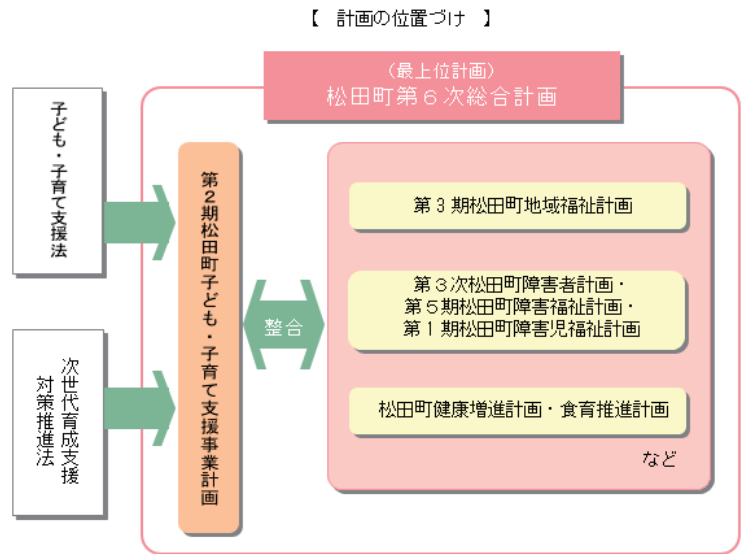


令和2年3月

松田町

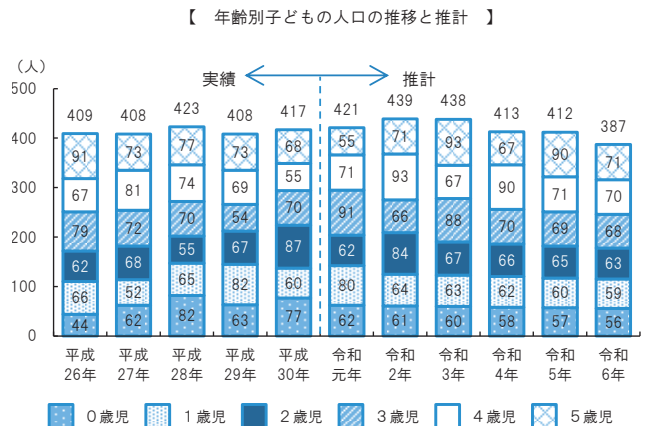
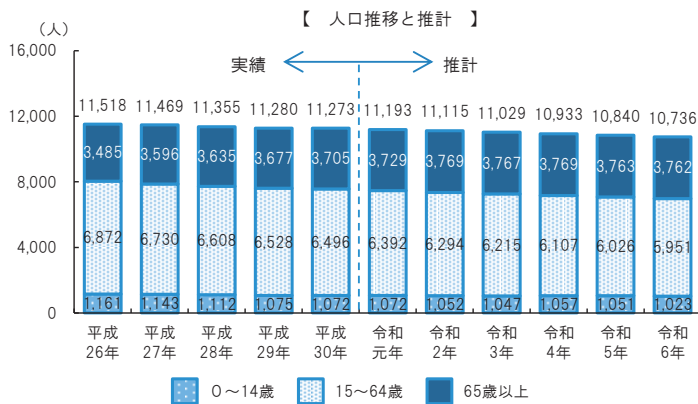
計画の位置づけと期間

- 本計画は、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するため、**子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」**として策定するものです。
- また、松田町第 6 次総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけ、**松田町が目指す持続可能な開発目標（松田町版 SDG s）の達成**を進めるとともに、関連する他計画との整合・連携を図り、**子育てに関する施策を総合的に推進**していきます。
- 本計画の期間は、**令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間**とします。なお、PDCA サイクルを用い、必要に応じて適宜見直しを行うこととします。



本町の現状

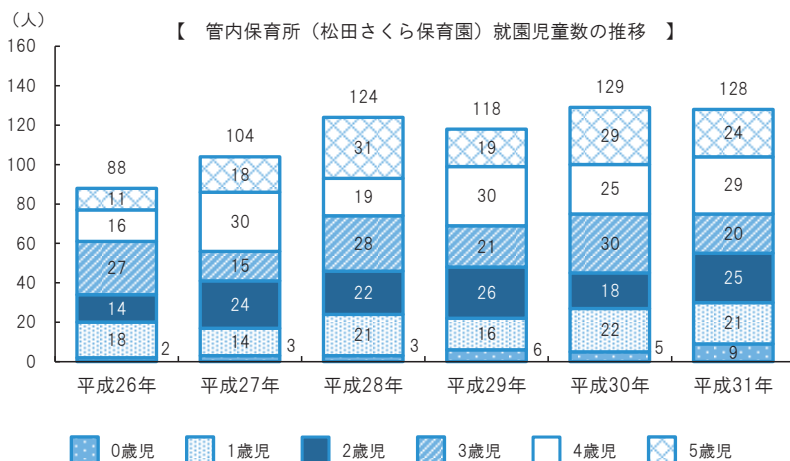
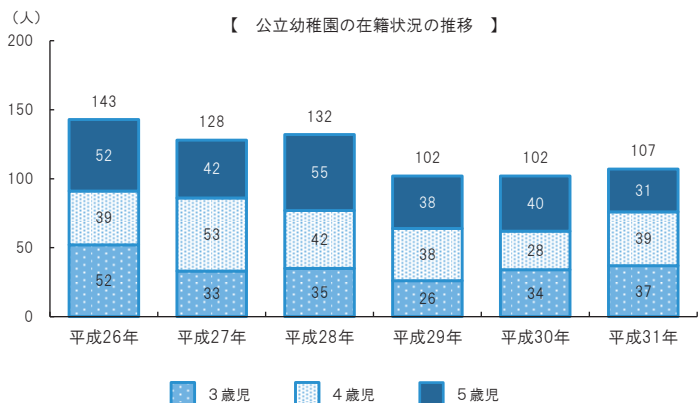
◆人口の状況



○本町の人口は年々減少しており、少子高齢化が進んでいます。0歳から5歳までの人口は微増減を繰り返している状況です。

◆幼稚園・保育所の状況

○公立幼稚園の在籍状況の推移をみると、平成29年で一旦減少し、その後は微増傾向がみられ、平成31年には107人となっています。

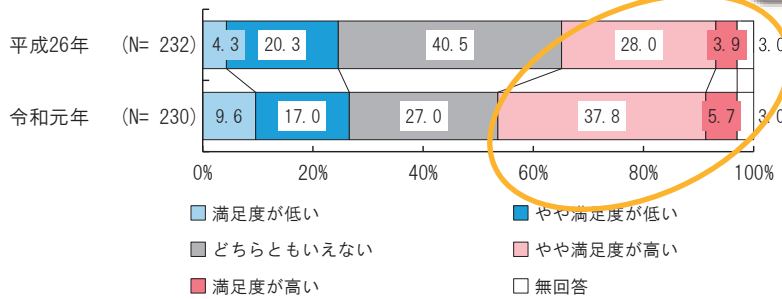


○保育所の就園児童数は平成26年から増加傾向にあり、**保育ニーズが徐々に高まっていく**ものと予想されます。

◆町民アンケートから

【就学前児童の保護者】

経年比較

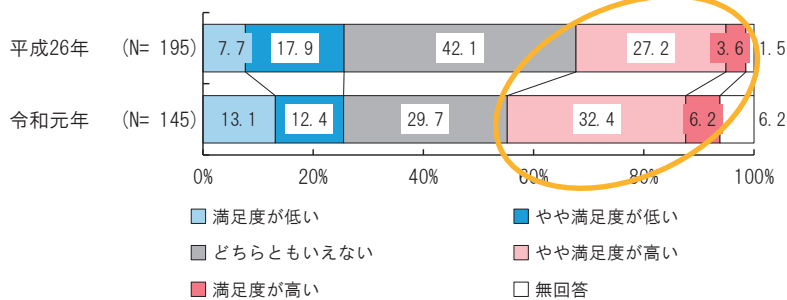


松田町は子育てしやすいまち？

○松田町の子育て環境や支援への満足度は、「やや満足度が高い」と「満足度が高い」を足した割合は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに、平成 26 年から向上しました。今後も子育てしやすいまちと思える環境づくりに力を入れていきます。

【小学生の保護者】

経年比較



計画の基本理念

いのち“育み”未来へ“ツナグ”
進化“つづける”故郷
～子どもの笑顔あふれる幸せのまち 松田～

松田町第6次総合計画で掲げる、「誰もが健康で思いやりのある暮らしを育むまち（健康・福祉）」、「質の高い学びで次代の担い手と文化を育むまち（教育・文化）」に基づき、第1期松田町子ども・子育て支援事業計画の内容を継承し、継続して子育て支援施策を推進することで、松田町で成長した子どもたちが、将来、この町で子育てをしたいと思えるようなまちづくりを目指します。

また、計画の基本的な視点として以下の3つの視点を持ちます。

子どもの育ち視点

親（保護者）としての視点

地域での支え合いの視点

計画の基本目標と施策の方向

基本目標 1	母と子のいのちと健康を守る 安心して健やかに子どもを生み育てることができるよう、安全で快適な妊娠期、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための保健医療体制の充実を目指します。
施策の方向	(1) 母と子のいのちと健康を守る施策の充実
基本目標 2	子どもの豊かな個性と生きる力を育む 乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期の人格形成の特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、保育所・幼稚園・小学校の教職員が保育・教育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、保育所・幼稚園・小学校の連携を強化します。
施策の方向	(1) 子どもがのびのびと活動できる環境の整備 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備 (3) 次世代を育む世代への支援
基本目標 3	多様な子育て支援サービスを展開する 妊娠から出産、乳幼児期の育児を通して、専門家の助言や公的なサービスに加え、子育て中の親子同士の交流や家庭の中で解決できないことを気軽に相談できる場があることなど、身近な地域の様々な世代の人々が子育て家庭を応援できる環境づくり（ネットワークの構築）を推進します。
施策の方向	(1) 子育て支援施策の充実 (2) 子育てと仕事の両立の推進 (3) 子育て家庭の経済的負担等の軽減 (4) 地域で子どもを育てるための体制づくり
基本目標 4	子どもの権利と安全を守る 障がいのある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、経済的に困窮している家庭の子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、子どもの特性に合わせた継続的な支援の充実を図ります。またすべての子どもの最善の利益の実現に向け、子育てを通して地域に参加する人々のつながりを支援しながら、地域ぐるみで子育て支援に取り組みます。
施策の方向	(1) 配慮が必要な子どもへの支援 (2) 子どもの安全の確保 (3) 子どもの貧困対策

教育・保育提供区域における量の見込みと確保方策

- 国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育事業」と「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」と「確保方策」を定めます。
- 本町では、子ども・子育て支援法に基づく、教育・保育提供区域を町内全域（1区域）として設定します。

教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

主な対象者	年齢	認定区分	対象事業	令和6年度(計画終了年度)	
				量の見込み	確保の内容
就労等により、保護者が保育できない家庭	0歳児	3号認定	保育所等	14人	18人
	1・2歳児		保育所等	38人	51人
	3～5歳	2号認定	保育所等	60人	69人
			幼稚園・預かり保育	18人	30人
全ての家庭	3～5歳	1号認定	幼稚園・預かり保育	114人	240人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

事業	事業の内容		令和6年度(計画終了年度)	
			量の見込み	確保の内容 (実施体制)
①時間外保育事業	認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業。		2か所 34人	2か所 34人
②放課後児童健全育成事業（学童保育事業）	保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業。		2か所 83人	2か所 140人
③子育て短期支援事業	保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な養護・保護を行う事業。		387人	実施の是非について、今後検討
④地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。		816人	2か所
⑤一時預かり事業	幼稚園	幼稚園において一時預かり保育を行う事業で、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の希望に応じて、希望する者を対象に実施する事業。	4,067人	4,067人
	上記以外	保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、支援会員として登録した会員が、施設やその他の場所で一時的に子どもを預かる事業。	1,882人	1,882人

事業	事業の内容	令和6年度(計画終了年度)	
		量の見込み	確保の内容(実施体制)
⑥病児保育事業	病気のため集団保育が困難な児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業。	8人	8人
⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	育児の援助を依頼したい人と支援したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学生までの子どものいる保護者とした事業。	96人	96人
⑧利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等について、情報提供や相談・助言等を行い、関係機関との連絡調整等を実施する事業。	—	1か所
⑨妊婦健康診査	母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣の改善を目的として健康診査を行う事業。	56人	県内及び県外医療機関
⑩乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業。	56人	保健師による全戸訪問
⑪養育支援訪問事業	児童の養育を行うために支援を必要とする家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の支援を行う事業。	27人	保健師等による継続的な訪問
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	副食材料費、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業。		
⑬多様な主体が本制度に参入することを推進するための事業	新規事業者が保育所、地域型保育事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言のほかに、他の事業者の連携施設のあっせんなどを行う事業。		

計画の進行管理について

- 計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握し、「**松田町子ども・子育て会議**」で、**施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表する**とともに、これに基づいて施策を実施するものとします。
- また、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

松田町の子ども・子育て関連施設一覧			
区分	施設名	住所	電話番号
幼稚園	松田幼稚園	神山404	83-2517
	寄幼稚園	寄2505	89-2452
保育所（小規模含む）	松田さくら保育園	松田庶子 162-1	46-8300
	松田町小規模保育所 なのはな保育園	松田惣領 1192-5	83-2121
学童保育事業	松田学童保育室	松田庶子 204	82-0599
	寄学童保育室	寄 2540	090-4533-7890
地域子育て支援 拠点事業	松田町子育て支援センター	松田惣領 321-1	83-3088
	子育て支援センター すこやか	松田庶子 162-1	46-6611
ファミリー・サポ- ト・センター	ファミリー・サポート松田	松田惣領 321-1	83-3123
病児保育事業	病児保育室 ピーターパン	開成町みなみ5-4-17 サウスポ- 2階	85-3223

第2期松田町子ども・子育て支援事業計画 概要版
令和2年3月

発行：神奈川県 松田町

〒258-8585 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 2037 番地

TEL 0465-84-5544